奈良県
奨学金返還支援事業
補助金

県内中小企業が従業員の**奨学金返還を支援する取組**に対し、県がその**費用の一部を補助**する制度です。



県が企業の**申請**を受け付け、**補助金を交付**

従業員の奨学金返還を**支援**

奨学金の返還負担が軽減され、**安心して働き続けられる！**

詳しくはこちら
県HP

奈良県

制度の概要

県内中小企業が従業員の**奨学金返還を支援**する場合に、
その**費用の一部を県が補助**する制度です。

01 制度の目的

- 大学等を卒業した学生の県内就職促進
- 県内企業への定着支援



02 対象企業

奈良県内に本社を有する
中小企業基本法上の中小企業者
（県内中小企業）

※他にも要件があります。
　詳しくは、次のページをご確認ください。



03 補助額

最大**500**万円

※1名あたり最大10年間の補助で100万円
※1社あたり最大５名まで



04 制度活用のメリット

- 現時点、代理返還の場合、損金算入が可能となり、また、賃上げ促進税制の対象となる可能性があります
 ※詳しくは国税庁のＨＰや税務署等に確認してください
- 新卒・既卒採用の際のＰＲに有利
- 『奨学金返還支援制度導入企業』として県がＨＰやチラシにより広報するため、認知度アップが期待できます！



補助金を申請する前に、『**補助対象候補者**』として
県の認定を受ける必要があります



対象となる企業・従業員の主な要件

補助を受けるためには、企業要件と従業員要件の両方を満たすことが必要です。

企業の主な要件

1. 県内中小企業であること
2. 申請日の属する年度の翌々年度に、支援対象従業員になり得る者の採用を予定していること
3. 奨学金返還支援金の支給方法等について、就業規則又は賃金規定等の文書で明確に定めていること
4. 雇用保険の適用事業主であること
5. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
6. 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと
7. 県税を滞納していないこと

従業員の主な要件

1. 大学、大学院、短期大学、専門学校又は高等専門学校を卒業していること
2. 支援計画書提出年度の末日において、35歳未満であること
3. 支援計画書提出日において、正社員（雇用期間の定めがない者）として採用されていること
4. 認定を受けた企業の、奈良県内に所在する本社、工場、事業所等に勤務していること
5. 在学中に日本学生支援機構から奨学金を貸与されていること
6. 他の自治体から同趣旨の支援を受けていないこと

小規模事業者の取扱い

- 就業規則の作成義務がない場合でも申請可能

※ただし、奨学金返還支援制度を設け、その支給方法等が明確に定められている社内規定の提出が必要

補助内容・申請の流れ・注意点

1. 補助内容

補助率	企業が支給又は送金した額の**2分の1**以内
上限額	従業員1人あたり**100千円**／年
人数上限	1補助対象事業者あたり**最大5人**／年
補助対象期間	入社年度を含めて**最大10年間**
登録有効期間	認定年度を含めて**12か年度**
補助対象経費	奨学金返還支援金として従業員に支給した額、 代理返還により日本学生支援機構へ直接送金した額

2. 申請の流れ

補助対象候補者の認定申請
↓
県の認定
↓
採用活動
↓
従業員の入社
↓
支援金を従業員に支給
または代理返還
↓
補助金交付（最大10年間）

申請時の主な提出書類

① 認定申請書（第1号様式）
② 採用計画書（第2号様式）
③ 誓約事項（別紙）
④ 就業規則又は賃金規定等の写し

①～③の申請書類は
県ホームページに掲載

3. 運営上の注意点・募集案内

補助対象外・減額となる主なケース

- 奨学金返還総額を超えて支給した超過分
- 奨学金の免除を受けた額
- 返還猶予期間中に支給した額
- 滞納期間中の支給分

実務上の主な留意点

- 退職または県外異動があった場合はその日までの支給分が対象
- 全額繰上返済をした場合は完済月までの支給分が対象
- 退職時に支給額の返還義務を負わせる規程は対象外
- 手当等の給付と代理返還型の併用は
 社内規定に明文化すれば運用可

その他

- 交付額は交付決定日の属する月以降の支給分
- 課税・非課税の判断については税務署へ確認
- 社会保険料・労働保険料の
 取扱いは年金事務所・労働局へ確認

募集案内

募集締切：令和9年3月25日(木)
予算上限に達し次第終了
申込方法は県ホームページを確認

お問い合わせ　奈良県産業部 人材・雇用政策課 人材確保推進係
0742-27-8812

